

写

2

総 総 第 296 号
令和元年 5月 22 日

横浜市会議長 横山 正人 様

横浜市長 林 文子



令和元年第2回市会定例会付議事件の一部訂正について（依頼）

令和元年第2回市会定例会に提出いたします議案の一部を、次のとおり御訂正くださいます
よう、よろしくお願ひいたします。

訂正内容（一般議案）

●市第12号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

75頁 23行目 及び 84頁 2行目

(訂正前) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。

(訂正後) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

【参考】「第56条の3第2項第4号（抜粋）」

| 訂正前 | 訂正後 |
|---|--|
| <p>(道に関する基準)</p> <p>第56条の3</p> <p>(第1項及び第2項第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。</p> <p>(第5号から第8号まで省略)</p> | <p>(道に関する基準)</p> <p>第56条の3</p> <p>(第1項及び第2項第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(第5号から第8号まで省略)</p> |